

決済システムに関する 2020 年 12 月 29 日付インドネシア銀行規則

No.22/23/PBI/2020 (目次)

同月 30 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 決済システムの構成、決済システムサービス運営者及び決済システムの処理段階 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 決済システムセクターにおけるインドネシア銀行の権限
  - 第 1 節 通則 (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 2 節 SRO (自主規制機関) (第 9 条ないし第 11 条)
- 第 4 章 PJP (決済サービスプロバイダー)、PIP (決済システムインフラストラクチャー運営者) 及び支援実施者の活動並びに PJP の許可及び PIP の決定
  - 第 1 節 PJP、PIP 及び支援実施者の活動 (第 12 条ないし第 14 条)
  - 第 2 節 PJP の許可 (第 15 条ないし第 21 条)
  - 第 3 節 PIP の決定 (第 22 条ないし第 27 条)
  - 第 4 節 PJP の許可及び PIP の決定の制限 (第 28 条ないし第 30 条)
- 第 5 章 決済システムの運営
  - 第 1 節 PJP の義務 (第 31 条ないし第 37 条)
  - 第 2 節 PIP の義務 (第 38 条ないし第 44 条)
  - 第 3 節 資金移転の実施 (第 45 条)
  - 第 4 節 PJP 及び PIP の分類 (第 46 条ないし第 52 条)
  - 第 5 節 活動推進、商品開発及び／又は協力
    - 第 1 款 通則 (第 53 条)
    - 第 2 款 活動推進、商品開発及び／又は協力の区分 (第 54 条)
    - 第 3 款 活動推進、商品開発及び／又は協力の申請 (第 55 条ないし第 58 条)
    - 第 4 款 活動推進、商品開発及び／又は協力の申請処理 (第 59 条及び第 60 条)
    - 第 5 款 支援実施者との協力 (第 61 条及び第 62 条)
    - 第 6 款 インドネシア共和国領域外における支援実施者及び／又は決済システムサービス運営者との協力 (第 63 条及び第 64 条)
    - 第 7 款 コーポレートアクション、所有の変更並びに PJP 及び PIP 管理の変更 (第 65 条ないし第 67 条)
  - 第 6 節 資金源及び資金源へのアクセス (第 68 条ないし第 72 条)
  - 第 7 節 PJP 及び PIP に対する禁止事項 (第 73 条)
  - 第 8 節 統合された決済インターフェースの運営 (第 74 条)
  - 第 9 節 体系的な影響力を持つ決済システムインフラストラクチャーの運営 (第 75 条ないし第 78 条)
- 第 6 章 決済システムの技術革新 (第 79 条ないし第 85 条)

- 第7章 決済システムの監督（第86条ないし第100条）
- 第8章 決済システム運営の終了
  - 第1節 許可の評価及び決定の評価（第101条）
  - 第2節 PJP及びPIPの義務の完成（第102条及び第103条）
- 第9章 データ及び／又は情報
  - 第1節 データ及び／又は情報の管理（第104条）
  - 第2節 データ及び／又は情報の収集対象（第105条）
  - 第3節 データ及び／又は情報の収集メカニズム（第106条）
  - 第4節 データ及び／又は情報の処理（第107条）
  - 第5節 顧客の個人データの利用及び開示（第108条）
  - 第6節 インドネシア共和国領域外への顧客の個人データの移転（第109条ないし第111条）
- 第10章 調整及び伝達（第112条及び第113条）
- 第11章 経過規定（第114条ないし第120条）
- 第12章 終則（第121条及び第122条）